

京都市告示第390号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、平成26年1月23日付け京都市告示第463号により告示した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を、同条第2項の規定に基づき、次のとおり解除します。

平成27年10月7日

京都市長 門川大作

- 1 指定を解除する区域
京都市南区東九条西河辺町26番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)